２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に農林水産大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一　変更後の生産方式革新実施計画及び変更前の生産方式革新実施計画に従って行われる生産方式革新事業活動の実施状況を記載した書類

二　第三条第二項第二号から第四号までに掲げる書類

（生産方式革新実施計画の軽微な変更）

第十条　法第八条第一項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　氏名及び住所の変更

二　生産方式革新事業活動の実施期間の六月以内の変更

三　生産方式革新事業活動を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更（第三条第二項第四号ホに係るものを含む。）であって、当該資金の額について十パーセント未満の増減を伴うもの

四　前三号に掲げるもののほか、地域の名称又は地番の変更その他の生産方式革新実施計画の内容の実質的な変更を伴わないと農林水産大臣が認める変更

（開発供給実施計画の認定の申請）

第十一条　法第十三条第一項の規定により開発供給実施計画の認定を受けようとする者は、氏名及び住所を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　開発供給実施計画

二　当該申請をしようとする者が法人である場合にあっては、その定款又はこれに代わる書面

三　当該申請をしようとする者が法人でない団体である場合にあっては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

四　当該申請をしようとする者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

五　開発供給事業の実施に際して他の法令に基づく行政庁の許認可等を必要とする場合にあっては、その許認可等を受けていることを証する書類又はその許認可等の申請の状況を明らかにした書類

六　当該開発供給実施計画に法第十三条第三項第一号に定める事項を記載する場合にあっては、当該施設の規模及び構造を明らかにした図面

３　法第十三条第一項の代表者は、一名とする。

（開発供給事業の用に供する設備等の整備に関して開発供給実施計画に記載すべき事項）

第十二条　法第十三条第三項第一号ロの農林水産省令で定める事項は、開発供給事業の用に供する施設の在する土地の所在、地番、地目及び面積とする。

（研究機構の研究開発設備等）

第十三条　法第十三条第三項第四号の農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものをいう。

一　スマート農業技術（法第二条第一項に規定するスマート農業技術をいう。）が組み込まれた農業機械等（同項に規定する農業機械等をいう。）

二　スマート農業技術等（法第二条第五項に規定するスマート農業技術等をいう。）の開発に用いる設備等（法第七条第四項第一号に規定する設備等をいう。次号において同じ。）及びほ場

三　前二号に掲げる農業機械等並びに設備等及びほ場の円滑な利用を図るために必要な設備等及び土地

（開発供給実施計画の概要の公表）

第十四条　農林水産大臣は、法第十三条第一項又は第十四条第一項の認定をしたときは、当該認定の日付、当該認定を受けた者の名称及び当該認定に係る開発供給実施計画に従って行われる開発供給事業の概要を公表するものとする。

（開発供給実施計画の変更の認定の申請）

第十五条　法第十四条第一項の規定により開発供給実施計画の変更の認定を受けようとする者は、氏名及び住所並びに変更しようとする理由を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に農林水産大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一　変更後の開発供給実施計画及び変更前の開発供給実施計画に従って行われる開発供給事業の実施状況を記載した書類

二　第十一条第二項第二号から第六号までに掲げる書類

（開発供給実施計画の軽微な変更）

第十六条　法第十四条第一項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　氏名及び住所の変更

二　開発供給事業の実施期間の六月以内の変更

三　開発供給事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であって、当該資金の額について十パーセント未満の増減を伴うもの

四　前三号に掲げるもののほか、地域の名称又は地番の変更その他の開発供給実施計画の内容の実質的な変更を伴わないと農林水産大臣が認める変更

（出願料軽減申請書等の添付書面の省略）

第十七条　農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律施行令（以下この条において「令」という。）第二条第一項又は第三条第一項の申請書（以下この条及び次条において「出願料軽減申請書等」という。）に添付すべき書面を他の出願料軽減申請書等の提出に係る手続において既に農林水産大臣に提出した者は、当該他の出願料軽減申請書等に添付した令第二条第一項に規定する申請に係る出願品種が認定開発供給事業の成果に係るものであることを証する書面若しくは令第三条第一項に規定する申請に係る登録品種が認定開発供給事業の成果に係るものであることを証する書面若しくは同条第二項各号に掲げる書面に変更がないときは、出願料軽減申請書等にその旨を記載して当該書面の添付を省略することができる。

（確認書の交付）

第十八条　農林水産大臣は、出願料軽減申請書等及びこれに添付すべき書面の提出があった場合において、申請人が法第十六条第一項又は第二項に規定する認定開発供給事業者であることを確認したときは、その申請人に確認書を交付するものとする。

（権限の委任）

第十九条　法第七条第一項、同条第五項及び第七項から第九項まで（これらの規定を法第八条第六項において準用する場合を含む。）、第八条第一項から第五項まで並びに第二十一条（認定生産方式革新事業者に係る部分に限る。）の規定による農林水産大臣の権限は、法第七条第一項の規定により生産方式革新実施計画の認定を受けようとする農業者等（共同して認定を受けようとする場合にあっては、当該農業者等の代表者）又は同項の認定を受けた農業者等（共同して認定を受けた場合にあっては、当該農業者等の代表者）の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。